

## ご注意いただきたいこと

- 1) お車を運転・同乗で乗っておられる時の事故は、補償対象外です。  
自動車保険になりますのでご注意ください。
  - ・日帰りバス研修等は、自治会保険では無くレクリエーション保険を個別にご加入下さい。
  
- 2) 草刈り機による事故について  
作業前に飛び石などの防護策として、防護ネット・板等でどのように養生を行っているか作業前に防護策を講じた写真を撮っておいて下さい。  
(事故時、ご提出頂く場合があります。)
  
- 3) 年間行事以外の事故は、対象外となります。  
(事故時、年間行事表のご提出をお願いする場合がございます。)
  
- 4) 有料で請け負う作業は、補償の対象外となります。  
(但し、行政からの自治会運営に携わる交付金・補助金等の作業は除きます。)
  
- 5) 行事等で現場に向かう(往復)経路は、自宅からの最短道となりますので途中の寄り道(大きく経路から外れる場合)は補償の対象外となります。
  
- 6) 事故証明書・事故報告書などを、代理店と市役所にFAX頂きますが、報告後もお手元に保管頂き、事故証明書・事故報告書ともに原本は請求書をお送りいただく際に同封いただきますようお願いいたします。

ファイナンシャルプラザ滋賀